

第2回福岡県こども審議会 青少年育成専門委員会 委員意見の報告

1 基本的な考え方と基本方向・施策体系に関する意見

- 基本的な考え方と基本方向について
 - ・ 基本方向Ⅱの後段、「一人ひとりが自分の可能性に気づいて～」の部分は、原文のまま読むと頑張っている前提にある人を応援するというように見えるため、「こどものチャレンジを応援する」という言葉の方が良いのではないか。

2 1以外に係る意見

- I 全てのこどもが持つ権利の保障
 - ・ 生まれてすぐの乳幼児も権利を持っていることを啓発する必要がある。
- II-3 こどもの生きる力の育成
 - ・ 多様性を持つ全てのこどもが充実して学べるようにするために、それぞれに個別最適化を図る必要がある。
 - ・ 個々が内発的にやりたいとおもっていることを推進・育む仕組みづくりや環境づくりがあった方がよい。
- II-4 こどもの成長を支える環境の整備
 - ・ こどものスマホの使用により、睡眠時間が十分に確保できていないという問題がある。睡眠の重要性もしくはスマホの依存性について、取り入れてもよいのではないか。
 - ・ 非行に走るこどもたちは判断力がないのではなく、自分たちで判断したうえで、薬物等を使用している。こどもたちの判断力を高める取組というよりは、問題行動のメカニズムについて広報を推進する必要がある。
- II-8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進
 - ・ 受け身で学ぶ体験、教育である体験活動と自分からやりたいことをやるプレーパークは方向性が異なるものであるため、プレーパークがない地域への展開やプレーワーカーのような人材育成ができるが良い。
- III-6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進
 - ・ 義務教育期を過ぎて、行政機関から見えなくなり、社会に溶け込んでしまっているものの、支援を必要としている若者へのアプローチをどうするのか。
 - ・ 今後、選択的不登校が増えてくると仮定するならば、それらの状況を学校と連携して伴走したり、こどものリスクリングということも検討したり等、5年後がどうなっていくかを想像して考えると良い面もあるのではないか。
- 全体に係る意見
 - ・ 各県でも策定される計画であるため、特に経済的な面において、他県と福岡県はここが違うということを意識しながらつくると良い。
 - ・ 県に足りないことをトップダウン的にやろうとしているのは良いが、その反面、一方通行に見えるため、地域と一体、産業界と一体、九州と一体というような要素が入るともう少し豊かな内容になるのではないか。

第2回福岡県子ども審議会 出産・子育て支援専門委員会 委員意見の報告

1 基本的な考え方と基本方向・施策体系に関する意見

- 基本的な考え方と基本方向について
 - こども基本法、こども大綱における、「基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないように」「教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」といった決意表明を県の計画に入れるべき。
 - 基本方向の3番目「困難な状況におかれているこどもを、その特性や～」とあるが、「特性」の文言は、こども自身の特性を求めているというような誤解を招くので「状況」や「環境」といった言葉に置き換えることはできないか。
- I 全てのこどもが持つ権利の保障
 - 「こどもが権利主体である」ということのこどもたちへの教育が必要。ジェンダー教育についても一緒に伝えていくべき。
- II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人材の応援
 - 中項目1③「小児医療・乳幼児保健対策の充実」とあるが、新生児の保健の観点がないので、「新生児」という文言も加えていただきたい。
 - 中項目2「幼児教育・保育の充実」について、色々な取組を実施していると思うため、小項目を充実させるといい。
 - 中項目9「居場所づくりの推進」について、こどもの居場所づくりに関わる大人の学びの場、こどもを理解する場という内容を小項目等に入れて、積極的に取り組んでいただきたい。
- III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援
 - 中項目1「児童虐待の防止」について「予防」が大事。中項目6①「いじめの防止」も含めて「予防」の文言を入れるべきではないか。
- IV 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援
 - 中項目1「次代の親の育成」の項目で、中学、高校、大学、義務教育の中でもライフデザイン教育を行っていただきたい。

2 1以外に係る意見

- II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人材の応援
 - 中項目1について、こどもの発達が気になる方からの相談は重要であるため、「乳幼児期の発達に関する相談の充実」といった文言を入れていただきたい。
- III きめ細かな対応が必要なこどもへの支援
 - 中項目6②「不登校等に対する取組の推進」について、不登校のこどもが利用できる場所の充実と家庭に向けた支援策の情報発信が重要。
 - 中項目7③「外国人のこども等への支援」という部分で、外国人の親への支援も入れていただきたい。
- IV 結婚・子育ての夢や希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援
 - 中項目2に関して、マネープランや金融リテラシー教育、働き方の多様化といった部分を、中学生や高校生に伝えていくことが必要。
 - 中項目3について、結婚に関する知識をこどもが持っていないという現状を現場で感じるため、もう少し結婚に特化する婚育的な要素も強めていただくようお願いする。
 - 中項目5、男性育児休業支援取得の推進については、今後5年の計画としては取得推進だけではなく、もう少し踏み込んで取得が目的にならないような表現を考える方がよいのではないか。

第2回福岡県子ども審議会 子ども福祉専門委員会 委員意見の報告

1 基本的な考え方と基本方向・施策体系に関する意見

- 「目指す福岡県の姿」について
 - ・ 「夢」「希望」「笑顔」という文言については、子ども達に押し付けをしているのではなく、「そういうことができる社会基盤を作る」という発想で掲げているということが伝わるかどうか重要。
 - ・ 「基本的な考え方」や全体の施策の中で、「目指す福岡県の姿」がどういう意味合いで掲げられているのかきちんと示すべき。

- 「Ⅰ 全ての子どもが持つ権利の保障」について
 - ・ 「Ⅰ 全ての子どもが持つ権利の保障」が、Ⅱ以降の全ての施策の根幹であるということを明記する必要がある。

2 1以外に係る意見

- 「Ⅰ 全ての子どもが持つ権利の保障」について
 - ・ 多様な子どもの権利がある中で、「意見表明」という言葉だけが前面に押し出されていて、「子どもの選択肢をいかに尊重するか」について触れられていない。
 - ・ 全ての子どもの権利擁護が大事で、全ての子どもの権利の保障を目指した仕組みや取組が必要。社会的養護の子どもについては、普及啓発、子どもの意見表明とその尊重、また尊重されなかった場合の相談救済までの仕組みが整備されているが、その他の子どもたちについては普及啓発しか触れられていない。
 - ・ 県においては、子どもの権利という視点で包括的に相談を受ける体制がなく、また救済機関も設置されていないため検討を行うべき。
 - ・ 子どもが社会に1番近いところである「学校」において、子どもの意見を尊重する仕組み考えていくことができると良い。
 - ・ 「子どもが権利の主体であることの理解促進に向けた” 広報啓発”」という甘い表現ではなく、「教育」というのをしっかりと入れ込むべき。
 - ・ 意見表明等支援員も担い手の1つであるが部分的な関わりに留まるため、施設内での権利擁護体制の整備も同時に進めていかないとあまり意味をなさない。子どもの権利擁護というのが社会全体で、大人も、子どもも、行政も、子どもに関わるみんなで行っていくということがわかるような表現にした方が良い。

- 「Ⅱ-9 居場所づくりの推進」について
 - ・ 居場所づくりが一番重要。児童虐待の未然防止や早期発見にもつながる。いかに身近に置き、そして継続させるかが重要。最低でも各校区に1つは作るべき。
 - ・ 居場所づくりの推進においては、「居場所があるから行きなさい」という圧がこど

もにかからないよう留意することが重要。

- ・ 里親委託解除後のこどもの居場所としての里親家庭への支援も必要。
- 「Ⅲ-6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進」について
 - ・ 「不登校」と「ひきこもり」を並列で表記することにより、苦しい思いをする保護者がたくさんいるので、表現について改めて検討すべき。
 - ・ 不登校を減らそうとしているのか、認める方向なのかで大きく違う。「1つの選択肢として不登校もある」というスタンスが計画の中には入っていない。
 - ・ 学校に行かない権利があっても良い。無理やり学校に行かせることで、心身の状況が悪化するようなことがあってはならない。
- その他の意見（個別施策）
 - ・ 新しい価値観が生まれており、学校の道德の授業内容を更新した方が良い。ジェンダーや異文化など、様々な視点から物事を見ることができるよう授業に変えていくべき。
 - ・ 「Ⅲ-5 障がいのあるこどもへの支援」について、障がい児のきょうだいや家族への支援に関する記述がない。
- その他の意見（計画全般）
 - ・ 様々な分野の施策が学校に関わるが、教職員の負担が過度にならないよう配慮することも必要。社会全体で取組を推進していくことを基本としながら検討を進めてほしい。
 - ・ 居場所づくりやスクールソーシャルワーカーの配置など、都市部と郡部での状況にかなりの差がある。人材が集まりにくい地方でも取組を推進できるような内容が盛り込まれていると良い。
 - ・ 現行の事業をベースに計画を作るのではなく、本来どうあるべきで、その位置付けのために何が必要なのか、まずは理想から考えるということをお願いしたい。
 - ・ 県だけで取組を進めていくのではなく、市町村や民間のいろいろな方の力を合わせ、県民全体でこども計画を推進していく。みんなでこどもの権利を、こどもを守りましょうというスタンスを掲げるべきではないか。
 - ・ こども基本法にこども版があるように、本計画についてもこども版を作成し、こどもに直接メッセージを発することを検討してはどうか。
 - ・ 計画策定後もこどもからの意見聴取を定期的実施していくのであれば、審議会等での進捗報告の場において、こどもからの意見の内容についても報告してほしい。

【湯浅アドバイザーからのコメント】

- ・ 居場所づくりやこどもの権利擁護などについては、政策化されて日が浅く、現時点で具体的な記述をするのは難しい部分もある。
- ・ 中間見直しとして、例えば3年などを目途に項目レベルで全体点検を行い、項目や施策を新たに追加するなど、策定後のプロセスを充実させるように今のうちから検

討しておいた方が良い。

- ・ 計画の中で、いろいろな施策が相互に関連するため、様々な部署の連携・協働を担保する仕組みを記載してほしい。